

[事案 2020-369] 転換契約無効請求

・令和3年12月28日 裁定不調

<事案の概要>

募集人らの説明不足を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年8月に契約した定期保険特約付終身保険を、令和元年6月に組立型保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効にして、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換をした覚えはない。転換前契約の定期保険特約を減額することはあり得ず、10年ごとの更新が必要な本契約へ変更することはない。
- (2) 自分の子供（被保険者）は、募集人らに対し、新たな保険への加入をはっきり断っていた。募集人らに、受取人を自分から子供に変更しようと言われ、必要書類に署名した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らは、転換前契約の内容が記載されたパンフレットおよび設計書等を、申立人、申立人配偶者および子に示して、契約内容を説明した。申立人は、募集人らの説明に納得し、タブレット端末で契約内容等を確認した上で、転換した。
- (2) 転換により死亡保障は減るものの、三大疾病および介護に対する保障が加わり、入院保障は1日目からの保障となり、手術給付金の対象も広がっている上、先進医療保障が付加されているため、転換には合理的な理由がある。
- (3) 申立人は、転換にかかる意向確認等や保険料の口座振替手続を行っており、被保険者である申立人子からは健康診断書の提出を受けている。これらは、新たに保険契約に加入することが前提の手続きであり、申立人や子が、転換手続を死亡保険金受取人の変更手続と誤解していたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人らに対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人らの説明不足は認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 申立人は、転換前契約では災害入院特約や疾病特約が80歳まで同一条件で保障される契約である一方、本契約は10年ごとに更新が必要とされており、更新時に保険料が大きく増額することから、そのような転換をすることはあり得ないと陳述している。
- (2) 被保険者である申立人子は、本転換時に、自らが契約者となって他社の生命保険に加入しており、転換を行わずとも一定程度の保障（医療、三大疾病、身体障害状態、介護等）を確保していたことが認められ、転換の必要性は高くはなかった。
- (3) 以上のことから、募集人らが、申立人子が加入していた保険の内容の検討や申立人の意向把握を十分に行っていなかった可能性があり、また、転換前契約と本契約で異なる部分、

特に、転換により不利益となる部分について、十分な説明が行われたかについても疑問が残る。